緑化計画について（概要）

1. 緑化計画対象

1 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認を必要とする行為で
ア 敷地の分割を伴うもので、分割前の敷地の面積が 300 ㎡以上のもの
イ 当該建築物の敷地が 200 ㎡以上のもの
2 収容台数 20 台以上の自動車駐車場を設置し、敷地面積が 300 ㎡以上のもの

※敷地が 1,000 ㎡以上（国及び地方公共団体が有する敷地の場合は 250 ㎡以上）の場合は、東京都との協議になります。中野区には副本の写し一式（認定印のあるもの）を提出してください。

【東京都担当部署】 環境局 自然環境部 緑環境課 指導担当 TEL：03-5388-3455

2. 緑化計画の基準概要

①地上部緑化（面積） 下の 2 つの計算式を使い、いずれか小さい方の値が緑化基準面積になります

地上部緑化基準面積（㎡）＝ { 1.｛敷地面積×（1－建ぺい率）｝×0.2 / 2.（敷地面積－建築面積）×0.2 } のうち、小さい方の値

結果が 16 ㎡未満の場合は地上部と接道部の緑化計画の提出は不要です。（分割を除く）

○「敷地の分割を伴うもので、分割前の敷地の面積が 300 ㎡以上のもの」の計算については、「緑化計画の手引き」の 2 ページ「緑化計画の対象行為」及び 5 ページ「緑化計画の基準」を確認ください。

○樹木で植栽し、緑化基準面積の 4 割以上を高木・中木・生け垣で緑化してください。

○地上部が緑化計画対象外（16 ㎡未満）でも、建築物上の緑化計画書の提出が必要な場合があります。

②建築物上緑化（面積） 居住者が出入り・利用できる屋上・ルーフバルコニーが対象です

建築物上緑化基準面積（㎡）＝居住者が利用可能な屋上・ベランダ等の面積×0.2

○計算した数値が、20 ㎡未満の場合は不要です。

○屋上・ベランダ等又は壁面の建築物上は、樹木・芝・多年草・ツル植物等で緑化してください。

③接道部緑化（延長） ※住宅以外の接道部緑化率は緑化計画の手引き参照

接道部緑化基準延長（m）＝敷地の接道延長の合計×接道部緑化率（住宅は0.4）

結果が 2m 未満の場合は不要です。

○道路と植栽の間にフェンスがある場合、接道部緑化として認定できません。

○原則として植栽地又は生け垣で樹木により行ってください。

3. 申請時期・申請先

○建築確認申請の 7～10 日前までに電子申請してください。

○緑化計画書の提出にあたり，内容（主に緑化図）についてはメールによる事前相談をお勧めします。

緑化計画書申請フォーム https://logoform.jp/form/Trw5/470324

緑化完了届申請フォーム https://logoform.jp/form/Trw5/475728

緑化計画書申請フォーム　　緑化完了届申請フォーム